

## 子どもの貧困対策の推進について

### 1. 子どもの貧困対策をめぐる背景

2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布されたことに基づき、2014（平成26）年8月に国が定める「子供の貧困対策に関する大綱」が示され、教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援の4つの施策と25の指標により、総合的に子どもの貧困対策に取り組むこととされました。

2019（令和元）年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもが置かれた現在の状況も含めて、子どもの年齢や発達に応じてその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるよう対策を包括的かつ早期に講じられること、また貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえて関係機関相互の密接な連携のもとに総合的な取組として行うことが示され、市町村計画の策定が努力義務とされたところであります。

### 2. 本市における子どもの貧困対策の推進について

本市におきましては、今回の「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、今般努力義務とされた市町村における子どもの貧困対策計画の内容を盛り込むことにより、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

子どもの貧困対策の方向性につきましては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。また、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を推進します。

### 3. 本市における子どもの貧困対策の方向性

#### 教育の支援

学校を窓口として、支援を必要とする子供を地域の社会資源や福祉サービスに繋げていくことなどにより、適切な教育環境が確保できるよう、子供の状況に配慮した支援を行っていきます。また、貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対する学習支援、進学を支援する取組みを進めていきます。

#### 生活の支援

妊娠期から切れ目なく相談・助言等を行い、すべての妊産婦や子育て世帯が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健・医療・保育・教育・地域が連携して、様々な支援を行っていきます。また、子どもの家庭環境に左右されず、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。

#### 就労の支援

保護者が安心して就労できるよう、教育・保育事業など子育て支援の充実を図ります。また、ひとり親世帯の保護者に対し、自立の促進と生活の安定を図るための就労支援を進めていきます。

#### 経済的支援

子育て世帯の経済的な負担を軽減するための支援を行います。また、ひとり親世帯や生活困窮世帯など、支援が必要な世帯に対し、家計の安定を図る支援を行います。

#### 4. 子どもの貧困対策の主な取組・事業

##### ○ 教育の支援

事業名	事業概要
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを小・中学校に配置し、不登校等の問題行動等を未然に防止し、健全育成を図るための相談活動を行います。
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置し、不登校問題の改善、問題を抱える家庭への支援、生徒指導体制の充実を図ります。
小・中学校就学援助	小・中学校の児童生徒がいる家庭で、経済的に困っている方へ、学校で必要な学用品費等を援助します。
学習支援事業	生活保護世帯等の子どもたち及び児童養護施設に入所している子どもを支援するため、家庭相談員が学習の実態を把握するとともに、学習支援員が中学生等の学習支援を継続的に行います。
ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭の児童の学習習慣と基礎学力の定着を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、ひとり親家庭の児童に対し学習支援を行います。

##### ○ 就労の支援

事業名	事業概要
母子家庭等就業・自立支援センターの運営	母子家庭の母または父子家庭の父の相談支援体制を整備するとともに、就業相談、就業支援講習等の一貫した就業支援サービスを総合的に提供し、ひとり親家庭の自立を促進します。
母子家庭等自立支援給付金支給事業	母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援するため、「母子家庭等自立支援給付金」を支給します。
母子家庭の母等を雇用する事業主への支援	市内に住所を有する母子家庭の母等を、新たに常用雇用者として採用し、継続雇用している事業主に奨励金を支給します。
病児・病後児保育の推進	集団保育が困難な病気回復期等の児童の一時預かりの実施や、保育所入所児童が体調不良となった場合に一時的に児童の看護を行うことができる体制の整備によって、保護者の就労等の支援に努めます。

## ○ 生活の支援

事業名	事業概要
ベビーボックスプレゼント事業	赤ちゃんの誕生を祝福するとともに、育児の相談や支援のきっかけとするために、出産届出時に引換券を交付し、保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）で、育児用品を詰め合わせたベビーボックスをプレゼントします。
産後ケア事業	産後ケア応援室にて、出産退院直後から産後4か月までの母子に対し、デイケア、宿泊等のサービスを提供する中で、心身のケアや育児サポート等を行い、母親自身のセルフケア能力を高め、安心して子育てができるよう支援します。
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
親子サークルの充実	保育所や幼稚園等に通っていないお子さんとその保護者を対象に親子サークルを開催し、子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図ります。（保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童館等）
ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域の人が身近に相互援助活動を行うことで安心して子育てができるよう、子育ての援助ができる人と援助を受けたい人を組織化します。

## ○ 経済的支援

事業名	事業概要
児童手当支給事業	家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給します。
こども医療費助成事業	子どもの保護者に対し子どもの医療費を助成することにより、子どもの健やかな成長を図り、子どもの福祉の増進に寄与します。
児童扶養手当支給事業	離婚等により父または母と同一生計にない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の推進を図ります。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定を図り、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与します。